

唐津市沖におけるAIS解析及び船舶通航量実態調査実施方案作成業務委託仕様書

1. 委託業務名

唐津市沖におけるAIS解析及び船舶通航量実態調査実施方案作成業務

2. 目的

佐賀県（以下、「県」という。）が検討する唐津市沖における洋上風力発電事業誘致の候補海域のAIS解析や船舶通航量の調査を行うことで、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（以下、「海洋再エネ整備法」という。）に基づく促進区域指定に向けた関係者との議論推進につなげる。

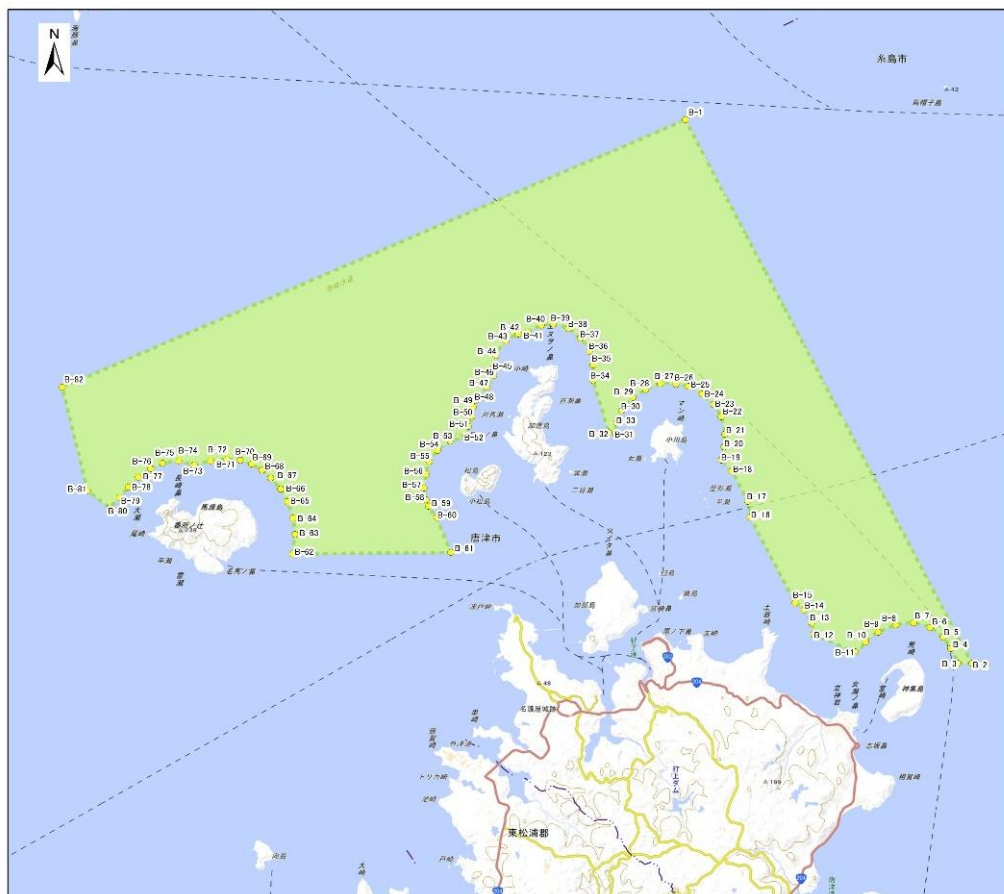
3. 委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月19日（金）まで

4. 委託内容

海洋再エネ整備法に基づく唐津市沖の候補海域において、AIS解析（1年分）を実施し、船舶航行データの集計・解析を行うとともに、船舶通航量実態調査の実施方案を作成する。これにより、船舶の通航量や通航帯等の実態を把握し、国や海運団体等の関係者との議論・検討に活用可能な報告書として取りまとめる。

（1）候補海域



(2) 座標情報 (10 進法)

地点名	緯度	経度	地点名	緯度	経度	地点名	緯度	経度
B-1	33.6806	129.9030	B-41	33.6259	129.8555	B-81	33.5840	129.7215
B-2	33.5424	129.9923	B-42	33.6254	129.8526	B-82	33.6104	129.7133
B-3	33.5423	129.9881	B-43	33.6235	129.8488			
B-4	33.5461	129.9858	B-44	33.6198	129.8458			
B-5	33.5489	129.9834	B-45	33.6166	129.8451			
B-6	33.5514	129.9795	B-46	33.6146	129.8452			
B-7	33.5526	129.9745	B-47	33.6117	129.8432			
B-8	33.5520	129.9689	B-48	33.6082	129.8398			
B-9	33.5501	129.9636	B-49	33.6065	129.8391			
B-10	33.5475	129.9598	B-50	33.6042	129.8387			
B-11	33.5450	129.9566	B-51	33.6016	129.8377			
B-12	33.5494	129.9439	B-52	33.5988	129.8366			
B-13	33.5522	129.9433	B-53	33.5977	129.8322			
B-14	33.5556	129.9408	B-54	33.5953	129.8283			
B-15	33.5574	129.9381	B-55	33.5924	129.8259			
B-16	33.5792	129.9241	B-56	33.5892	129.8249			
B-17	33.5832	129.9232	B-57	33.5857	129.8244			
B-18	33.5909	129.9183	B-58	33.5827	129.8250			
B-19	33.5937	129.9151	B-59	33.5811	129.8258			
B-20	33.5971	129.9159	B-60	33.5782	129.8283			
B-21	33.6003	129.9161	B-61	33.5693	129.8327			
B-22	33.6048	129.9149	B-62	33.5684	129.7843			
B-23	33.6079	129.9125	B-63	33.5735	129.7851			
B-24	33.6105	129.9091	B-64	33.5776	129.7844			
B-25	33.6124	129.9049	B-65	33.5818	129.7826			
B-26	33.6129	129.9010	B-66	33.5850	129.7804			
B-27	33.6130	129.8962	B-67	33.5878	129.7774			
B-28	33.6115	129.8918	B-68	33.5898	129.7747			
B-29	33.6095	129.8879	B-69	33.5913	129.7715			
B-30	33.6060	129.8845	B-70	33.5923	129.7681			
B-31	33.6030	129.8830	B-71	33.5926	129.7640			
B-32	33.6003	129.8826	B-72	33.5920	129.7589			
B-33	33.6004	129.8806	B-73	33.5909	129.7540			
B-34	33.6137	129.8756	B-74	33.5920	129.7493			
B-35	33.6177	129.8755	B-75	33.5912	129.7443			
B-36	33.6212	129.8745	B-76	33.5898	129.7407			
B-37	33.6244	129.8716	B-77	33.5876	129.7370			
B-38	33.6268	129.8679	B-78	33.5850	129.7340			
B-39	33.6280	129.8633	B-79	33.5824	129.7312			
B-40	33.6277	129.8596	B-80	33.5797	129.7285			

(3) AIS 解析

① 候補海域周辺の船舶航行状況等

県から提供する令和7年1年間のAISデータをもとに、本調査の調査対象海域の船舶航行状況について、以下の項目について整理・分析を行うものとする。

- ・ 航行隻数（通航量）
- ・ 期間別（四季別※、月別、時間帯別等）の航行状況
- ・ 船種別の航行隻数及び航行状況
- ・ 船型別（総トン数区分）の航行隻数及び航行状況
- ・ 航跡密度図
- ・ 通過位置分布
- ・ 主航路（通航帯）の抽出

※四季別（春季）3月～5月（夏季）6月～8月（秋季）9月～11月（冬季）12月～2月

② 対象船舶（船種区分）

- ・ 一般貨物船（在来貨物船、貨客船、ばら積船等）
- ・ セメント船
- ・ コンテナ船
- ・ 自動車運搬船
- ・ 砂利運搬船（ガット船）
- ・ タンカー（原油、ケミカル等）
- ・ LPG・LNGタンカー
- ・ 旅客船
- ・ カーフェリー
- ・ 曳航船
- ・ 押航船
- ・ 漁船
- ・ 特殊船（護衛艦、巡視船、練習船、消防船等の官庁関係船）
- ・ プレジャーボート
- ・ パイロットボート
- ・ 作業関係船、クレーン船等
- ・ その他

③ 対象船舶（船型区分）

- ・ 5GT未満
- ・ 5～20GT未満
- ・ 20～100GT未満
- ・ 100～300GT未満
- ・ 300～500GT未満
- ・ 500～1,000GT未満
- ・ 1,000～3,000GT未満

- ・ 3,000～6,000GT 未満
- ・ 6,000～10,000GT 未満
- ・ 10,000～20,000GT 未満
- ・ 20,000～40,000GT 未満
- ・ 40,000GT 以上

(4) 現地調査

対象海域及びその周辺において現地調査を実施し、以下の事項について確認を行うものとする。

- ・ 観測対象海域の地形（島嶼）及び周辺環境の把握
- ・ 観測基地候補からの視認性（航行船舶の視認範囲）の確認
- ・ レーダー観測を行う場合におけるブラインドゾーンの有無の確認
- ・ 船舶の主要通航経路（通航帯）の概略把握
- ・ 観測機器（レーダー、AIS 受信機等）の設置可能場所の確認
- ・ 電源確保、通信環境（通信回線、電波状況等）の確認
- ・ 安全管理上支障となる要因（立入制限区域、周辺交通状況等）の確認

(5) 船舶通航実態調査実施方案作成

船舶通航実態観測の適切な実施に資するため、事前に現地踏査を実施し、その結果を踏まえて、観測実施方案を作成するものとする。

① 観測基地及び観測方法の検討

現地踏査結果に基づき、以下の事項について検討を行うものとする。

- ・ 観測基地の検討（複数基地の検討を含む）
- ・ 観測基地の配置及び観測範囲の検討
- ・ 観測基地における観測方法の検討（AIS、レーダー、目視観測等の組み合わせ）
- ・ 観測時期及び観測期間の検討

② 船舶通航実態調査実施方案の作成

上記の検討結果を踏まえ、船舶通航実態観測の実施方案を作成するものとする。実施方案には、以下の内容を含めるものとする。

- ・ 観測目的および観測方針
- ・ 観測対象海域の設定
- ・ 観測基地及び観測方法（AIS 観測、レーダー観測、目視観測等）の詳細
- ・ 観測時期および観測期間
- ・ 観測機器の配置計画および設置方法
- ・ 観測データの取得方法および記録項目
- ・ データ整理および解析方法の概要
- ・ 安全管理体制および緊急時対応
- ・ 実施体制（人員配置、役割分担等）

なお、実施方案の作成にあたっては、県や関係機関と協議を行い、必要に応じて内容の修正、調整を行うものとする。

(6) 報告書作成

AIS データを集計・解析し、船舶航行量や航跡情報を候補海域図に落とし込む等により、船舶航行実態が精緻に把握可能な報告書を作成する。なお、報告書の作成にあたっては、県や関係者と調整のうえ、適切な内容とすること。

5. 成果物の納品

受託者は、業務完了までに以下を提出すること。

(1) 成果物【紙媒体および電子媒体】

- ・ 報告書

(2) 納品物

- ・ 紙媒体及び電子媒体（DVD-R 又は USB メモリ等）を各 1 部
- ・ 紙媒体は、A 4 用紙を基本とし、必要に応じて A 3 用紙を用いることができる。

(3) 成果物の納品場所

佐賀県 産業労働部 産業グリーン化推進グループ
(〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59)

6. 成果物の権利の帰属

- (1) 本業務において受託者が行うことで得られた成果に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、その他一切の知的財産権は、成果物の完成と同時に、全て県に帰属するものとし、県は無償で受託者に許可なく自由に二次利用できるものとする。
- (2) 県及び受託者以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、事前に当該権利保有者の了承を得、報告書内に出典を明記し、当該権利保有者に二次利用の了承を得ることとし、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、事前に県に協議すること。
- (3) 受託者は、本業務における成果が、第三者の知的財産権を侵害しないことを保証するものとする。
- (4) 万一、第三者から知的財産権侵害に関する請求、訴訟その他の紛争が生じた場合には、受託者の責任と負担によりこれを処理し、県に損害を与えないものとする。
- (5) 受託者は県に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (6) 受託者は、県の書面による事前承認なく、当該設計成果を第三者に開示、提供、使用、又は本業務以外の目的に利用してはならない。

7. 成果物の補足・修正

本業務完了後、県が成果物に不備があると認めた場合及び受託者の過失等に起因する不良箇所が発見された場合は、受託者は、県の指示に従い、訂正、補足及びその他必要な作業を実施しなければならない。

8. 秘密保持

本業務において受託者は、業務上知り得た内容について、これを第三者に洩らしてはならない。また受託者は、本業務を履行する上で取得又は保有する個人情報の漏洩等のセキュリティ対策として、受託業務に適用される県情報セキュリティ基本方針及びその他関係法令に規定される全ての義務及びこの契約に規定する事項を遵守しなければならない。

9. 再委託の禁止

- (1) 受託者は、受託業務の全部を、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。業務の一部について、委託を行う場合、書面により県の承諾を得るものとする。
- (2) 県の承諾を得て受託業務の一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合でも、受託者は、契約上の最終的な責任を負うものとする。

10. その他

- (1) 受託者は、本委託業務を実施する際は、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本業務は、県による完了検査に合格したことをもって完了とし、本業務に係る委託料は完了払にて支払うものとする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、県と受託者双方による協議の上で定めるものとする。
- (4) 契約書及び仕様書に明示されていない事項であっても、業務の履行上当然必要な事項については、受注者が責任を持って対応すること。また、業務の遂行にかかる一切の経費を委託料に含めることとする。

以上